

# 障害者虐待防止に係る 取組の更なる推進について

---

令和4年度 釧路市自立支援協議会  
雇用・就労部会

R4.10.13 18:00～ ZOOM 開催

# 障害者虐待防止法

---

正式名称の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。



# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

## 目的

この法律は、

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

# 障害者虐待防止法とは（わかりやすい版）

障害者虐待防止法は、障害のある人を虐待から守るために、2012年10月に施行されました。

障害者が尊厳をもって生活し、自立や社会参加を目指すことを目的として制定されました。

障害者への虐待を早期発見するためには、地域の連携も欠かせません。この法律によって設置された、自治体ごとの「市町村障害者虐待防止センター」などの専門窓口へ通報や相談を促す取り組みも制定されました。

通報された虐待に対しては、自治体の関係機関が一時保護などの適切な対処を行うなど、速やかな虐待への対策が求められています。



# 障害者虐待防止法 における虐待とは



- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による
- ⑤ 経済的虐待：養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、18歳未満の障害児に対する養護者による虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

# 法的根拠

これらの法律が理解され  
遵守されると  
障がい者への虐待は、  
存在しないことになりますね。





# 虐待の状況





## 全国に占める北海道の障がい者の割合（人）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計	参考：人口
北海道	294,102	66,736	51,295	412,133	5,225千人
全国	4,977,249	1,178,917	1,180,269	7,336,435	126,146千人
割合	5.9%	5.7%	4.3%	5.6%	4.1%

出典：厚生労働省「令和2年度福祉行政報告例」（身体、知的）及び「令和2年度衛生行政報告例」（精神）

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課HP 障害者手帳交付状況掲載数（令和3年3月31日時点）



# 令和2年度 道内における障害者虐待対応状況に関する調査結果

## 1. 養護者による障害者

### (1) 相談・通報・届出件数及び虐待の事実が認められた件数

	全 道				全 国	
	相談・通報・届出件数		虐待の事実が認められた件数		相談・通報・届出 件数	虐待の事実が認 められた件数
	件数	対全国比率	件数	対全国比率		
令和2年度	483	7.4%	47	2.7%	6,556	1,768
増減 (増減率)	134 38.4%		△ 4 -7.8%		798 13.9%	113 6.8%
令和元年度	349	6.1%	51	3.1%	5,758	1,655

※相談・通報・届出件数 全道483件のうち、道が受け付け、市町村に連絡した事例は4件。

全国6,556件のうち、都道府県が受け付けた事例は62件。

※対全国比率: 全国の当該件数に占める全道の当該件数の割合

# 事実確認調査の結果

		虐待を受けた又は 受けたと思われたと判断した事例	虐待ではないと判断した事 例	虐待の判断に至らなかった事例	合計
令和2年度	全道	47	304	80	431
		10.9%	70.5%	18.6%	100.0%
	全国	1,768	2,603	1,316	5,687
		31.1%	45.8%	23.1%	100.0%
令和元年度	全道	51	191	69	311
		16.4%	61.4%	22.2%	100.0%
	全国	1,655	2,305	1,042	5,002
		33.1%	46.1%	20.8%	100.0%

※構成割合は、事実確認調査を行った事例(令和2年度:全国5,687件、全道431件/令和元年度:全国5002件、全道311件)に対するもの。

# 虐待行為の類型（複数回答）

ア) 虐待行為の類型(複数回答)

		件数(件)					構成割合(%)					
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置(ネグレクト)	経済的虐待	合計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置(ネグレクト)	経済的虐待
令和2年度	全道	34	1	12	7	5	59	72.3%	2.1%	25.5%	14.9%	10.6%
	全国	1,187	51	556	229	293	2,316	67.1%	2.9%	31.4%	13.0%	16.6%
令和元年度	全道	35	6	9	1	9	60	68.6%	11.8%	17.6%	2.0%	17.6%
	全国	1,057	65	488	248	342	2,200	63.9%	3.9%	29.5%	15.0%	20.7%

※構成割合は、虐待判断事例件数(令和2年度:全国1,768件、全道47件/令和元年度:全国1,655件、全道51件)に対するもの。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数と一致しない。

# 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

## (1) 相談・通報・届出件数及び虐待の事実が認められた件数

	全 道				全 国	
	相談・通報・届出件数		虐待の事実が認められた件数		相談・通報・届出件数	虐待の事実が認められた件数
	件数	対全国比率	件数	対全国比率		
令和2年度	108	3.8%	24	3.8%	2,865	632
増減 (増減率)	△ 11 -9.2%		△ 3 -11.1%		104 3.8%	85 15.5%
令和元年度	119	4.3%	27	4.9%	2,761	547

※相談・通報・届出件数108件のうち、道が受け付け、市町村に連絡した事例は8件。

※全国2,865件のうち、都道府県が受け付けた事例は250件。

※対全国比率 全国の当該件数に占める全道の当該件数の割合

# 施設・事業所の種別

		障害者 支援施設	居宅介 護	重度訪 問介護	同行援 護	行動援 護	療養介 護	生活介 護	短期入所	重度障害 者等包括 支援	自立訓 練	就労移 行支援	就労継 続支援 A型	就労継 続支援 B型
令和2年度	全道	3	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	2	4
		12.5%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	16.7%
	全国	131	11	11	0	3	29	79	11	0	1	3	45	67
		20.7%	1.7%	1.7%	0.0%	0.5%	4.6%	12.5%	1.7%	0.0%	0.2%	0.5%	7.1%	10.6%
		自立生 活援助 事業	就労定 着支援 事業	共同生 活援助	一般相 談支援 事業及 び特定 相談支 援事業	移動支 援事業	地域活 動支援 センター を運営 する事 業	福祉 ホーム を運営 する事 業	児童発達 支援	医療型児 童発達支 援	放課後 等デイ サービス	保育所 等訪問 支援	児童相 談支援 事業	合計
令和2年度	全道	0	0	9	0	0	0	0	1	0	1	0	0	24
		0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	100.0%
	全国	1	0	133	2	6	1	0	6	0	92	0	0	632
		0.2%	0.0%	21.0%	0.3%	0.9%	0.2%	0.0%	0.9%	0.0%	14.6%	0.0%	0.0%	100.0%

# 虐待行為の類型（複数回答）

		件数(件)					構成割合(%)					
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置(ネグレクト)	経済的虐待	合計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置(ネグレクト)	経済的虐待
令和2年度	全道	11	5	7	1	3	27	45.8%	20.8%	29.2%	4.2%	12.5%
	全国	334	102	266	47	30	779	52.8%	16.1%	42.1%	7.4%	4.7%
令和元年度	全道	13	6	8	0	2	29	48.1%	22.2%	29.6%	0.0%	7.4%
	全国	288	72	219	40	54	673	52.7%	13.2%	40.0%	7.3%	9.9%

※構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数(令和2年度:全国632件、全道24件/令和元年度:全国547件、全道27件)に対するもの。

# 被虐待者の行動障害の有無

		強い行動障害	認定調査を受けていないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
令和2年度	全道	2	0	0	2	39	43
		4.7%	0.0%	0.0%	4.7%	90.7%	100.0%
	全国	179	15	78	255	363	890
		20.1%	1.7%	8.8%	28.7%	40.8%	100.0%
令和元年度	全道	4	0	1	1	41	47
		8.5%	0.0%	2.1%	2.1%	87.2%	100.0%
	全国	172	16	87	186	273	734
		23.4%	2.2%	11.9%	25.3%	37.2%	100.0%

※被虐待者が特定できなかった(令和2年度:全国7件、全道0件/令和元年度:全国14件、全道0件)を除く(令和2年度:全国625件、全道24件/令和元年度:全国533件、全道27件)の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者(令和2年度:全国890人、全道43人/令和元年度:全国734人、全道47人)に対するもの。

※強い行動障がいとは、障害支援区分3、行動関連項目10点以上(または障害程度区分3、行動関連項目8点以上)。

# 虐待の発生要因（複数回答）

		教育・知識・介護 技術等に関する問 題	職員のストレスや感 情コントロールの問題	倫理観や理念の欠 如	虐待を助長する組織風 土や職員間の関係性の 悪さ	人員不足や人員配置 の問題及び関連する 多忙さ
令和2年度	全道	14	13	11	9	0
		45.2%	41.9%	35.5%	29.0%	0.0%
	全国	434	347	343	138	148
		71.0%	56.8%	56.1%	22.6%	24.2%



# 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

		管理者の虐待防止に関する研修受講	職員に対する虐待防止研修の実施	虐待防止委員会の設置	通報義務の履行
令和2年度	全道	3	5	5	1
		12.5%	20.8%	20.8%	4.2%
	全国	202	338	171	230
		32.0%	53.5%	27.1%	36.4%

# 使用者による障害者虐待の状況

## (1) 相談・通報・届出件数及び虐待の事実が認められた件数

	全 道				全 国	
	相談・通報・届出件数		虐待の事実が認められた件数		相談・通報・届出件数	虐待の事実が認められた件数
	件数	対全国比率	件数	対全国比率		
令和2年度	30	5.3%	21	5.2%	564	401
増減 (増減率)	7 30.4%		△ 4 -16.0%		△ 27 -4.6%	△ 134 -25.0%
令和元年度	23	3.9%	25	4.7%	591	535

※相談・通報・届出件数は、労働局受理分を除き、都道府県・市町村等が受け付けた件数を記載(令和2年度:全国564件、全道30件/令和元年度:全国591件、全道23件)。虐待の事実が認められた件数は、全国の数値は厚生労働省発表資料(令和3年8月27日)によるもの、また、全道の数値は北海道労働局から聞き取りしたもの。

# 虐待行為の類型（複数回答）

		件数					構成割合(%)					
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置(ネグレクト)	経済的虐待	合計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置(ネグレクト)	経済的虐待
令和2年度	全道	0	0	0	1	20	21	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	95.2%
	全国	22	8	52	14	331	427	5.5%	2.0%	13.0%	3.5%	82.5%
令和元年度	全道	0	0	1	1	24	26	0.0%	0.0%	3.8%	3.8%	92.3%
	全国	29	10	58	11	459	567	5.4%	1.9%	10.8%	2.1%	85.8%

※事実が認められた件数(令和2年度:全国401件、全道21件/令和元年度:全国535件、全道26件)に対するもの。

※全国の数値は厚生労働省発表資料(令和3年8月27日)によるもの、また、全道の数値は北海道労働局から聞き取りしたもの。

# 被虐待者の障がい種別（複数回答）

		人数(人)					構成割合(%)					
		身体障がい	知的障がい	精神障がい(発達障がいを除く)	発達障がい	その他の心身機能の障がい	合計	身体障がい	知的障がい	精神障がい(発達障がいを除く)	発達障がい	その他の心身機能の障がい
令和2年度	全道	8	11	6	1	0	26	30.8%	42.3%	23.1%	3.8%	0.0%
	全国	119	215	142	26	7	509	23.9%	43.2%	28.5%	5.2%	1.4%

# 虐待の事実が認められた事例への対応状況

		労働基準関係法 令に基づく指導等	(うち、最低賃金法 関係)	障害者雇用促進 法に基づく助言、 指導等	男女雇用機会均等 法に基づく助言、指 導等	個別労働紛争解決 促進法に基づく助 言、指導等	労働施策総合推 進法に基づく助 言、指導等	合計
令和2年度	全道	26	7	0	0	0	0	26
	全国	427	212	66	10	14	4	521
令和元年度	全道	24	15	1	0	0	0	25
	全国	723	381	69	10	13	0	815

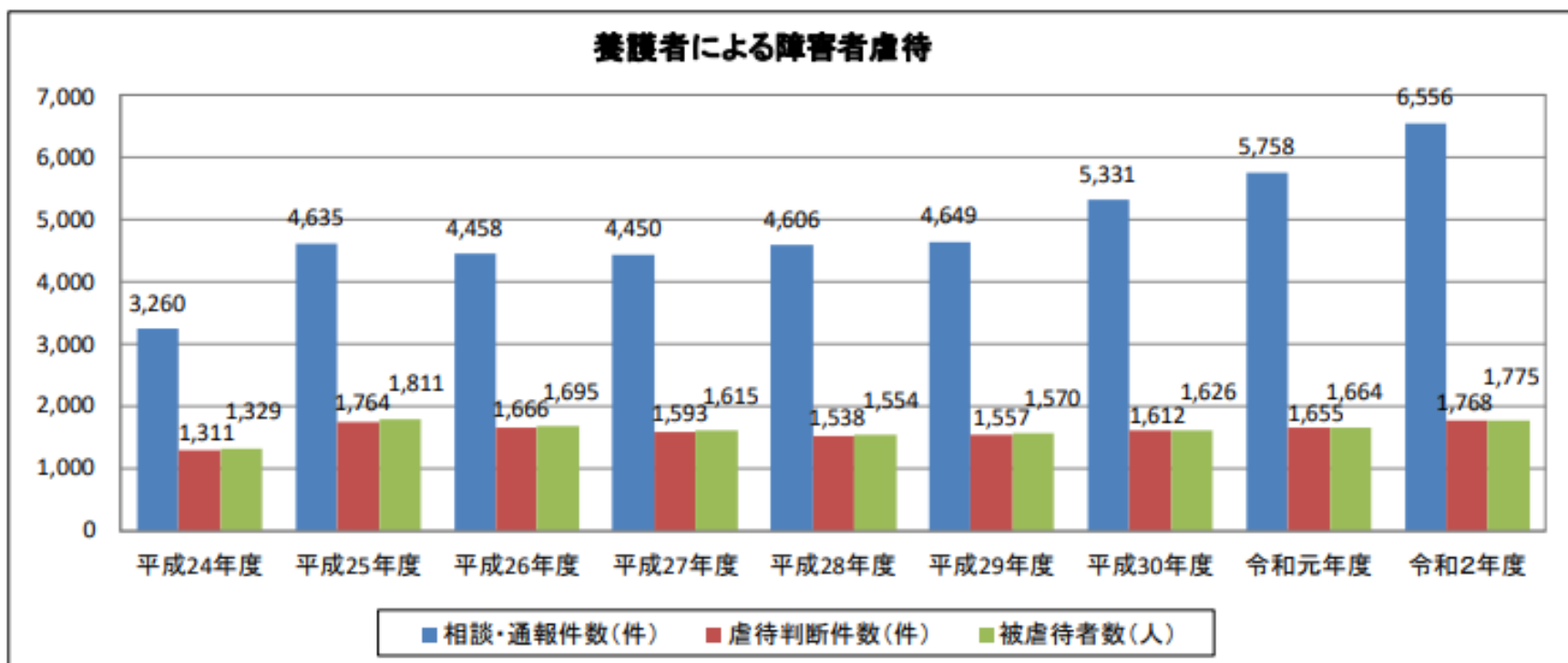
※被虐待者数(令和2年度:全国498人、全道26人/令和元年度:全国771人、全道56人)に対するもの。

※全国の数値は厚生労働省発表資料(令和3年8月27日)によるもの、また、全道の数値は北海道労働局から聞き取りしたもの。

# 1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和2年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は6,556件であり、令和元年度から増加(5,758件→6,556件)。
- ・令和2年度の虐待判断件数は1,768件であり、令和元年度から増加(1,655件→1,768件)。
- ・令和2年度の被虐待者数は1,775人。

養護者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775

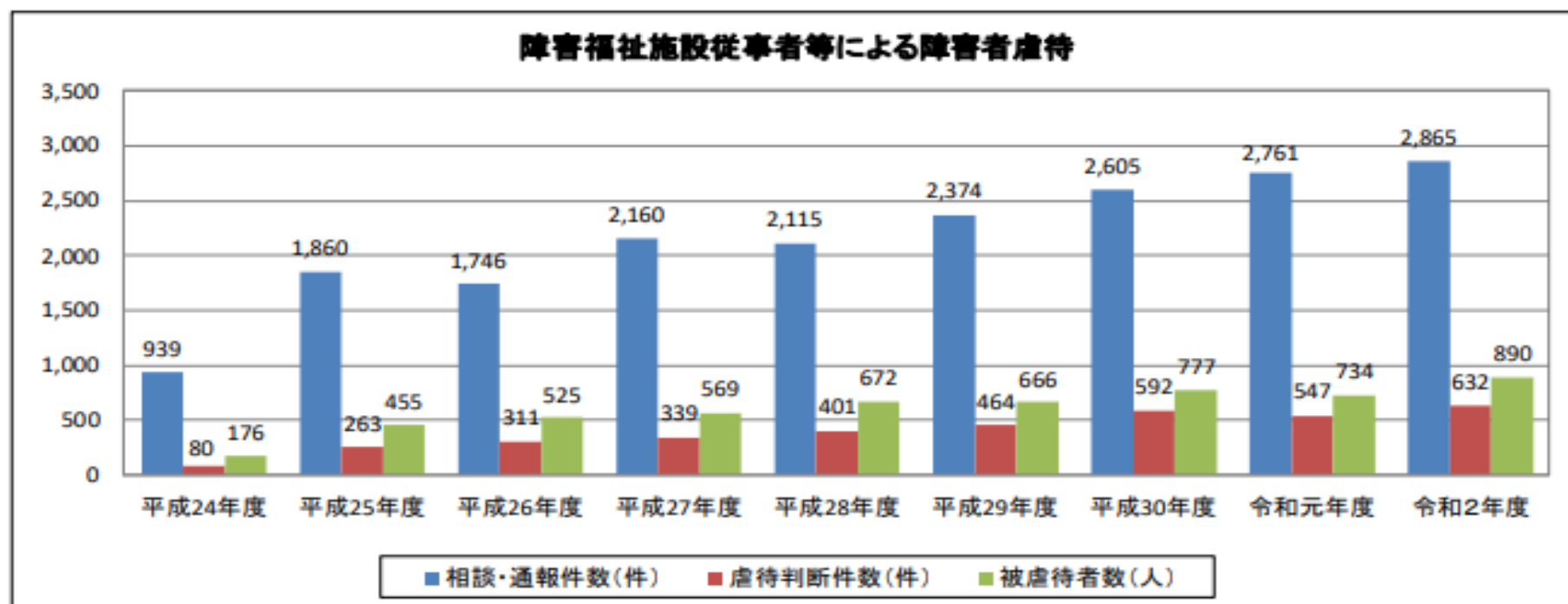


\* 平成24年度は下半期のみのデータ

## 2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和2年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,865件であり、令和元年度から増加(2,761件→2,865件)。
- ・令和2年度の虐待判断件数は632件であり、令和元年度から増加(547件→632件)。
- ・令和2年度の被虐待者数は890人。

障害福祉従事者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

# 深刻な虐待に共通して起きていること

- 1) 小さな虐待から大きな虐待にエスカレート
- 2) 結果、利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 3) 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
- 4) 通報義務の不履行
- 5) 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 6) 事実確認調査に対する虚偽答弁(警察が送検した事例も)
- 7) 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 8) 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 9) 行政指導に基づく設置者、管理者の交代
- 10) 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



# 法改正にむけ高まる要望の声

## 事例1

### 入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の**容疑者(29)**を逮捕した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性**もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅搜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく**「事故」として処理**していた。

(※5人の職員が書類送検。7年間で300件以上の虐待があった疑い)

## 事例2

### 福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に**「不適切な支援(対応)はなかった」と虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む**入所者10人を日常的に暴行**していたことを確認。別の職員も**入所者に暴行した疑い**も浮上した。

(※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明)

# 要望の内容

---

- (1) 通報義務の対象に医療機関、教育機関、官公署などを含めること**
- (2) 通報者保護についての規定を拡大すること**
- (3) 障害者虐待の調査機関の独立性を担保すること**
- (4) 障害者虐待防止についての研修実施に障害者団体の意見を踏まえること**

# 通報は、すべての人を救う

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

# 運営基準の改正

- ・虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ・従業者への定期的な虐待防止研修の実施
- ・虐待の防止等のための責任者の設置
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・従業者への定期的な身体拘束等の適正化についての研修の実施

# 【運営基準の改正】R4年度から義務化となる項目

## 【虐待防止に係る取組み】

### ①虐待防止委員会の定期開催

定期的(年1回以上)に開催し、検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化されます

### ②従業員への研修の実施

研修の定期的(年1回以上)な実施が義務化されます

### ③虐待防止のための責任者の設置

虐待防止委員会や虐待防止研修の定期開催について、適切に実施するための担当者を配置することが義務化されます

## 【身体拘束等の適正化に係る取組み】

(自立生活援助、就労定着支援、相談支援は対象外)

### ④身体拘束適正化検討委員会の開催

定期的(年1回以上)に開催し、検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化されます

### ⑤指針の整備

事業所における身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化されます

### ⑥定期的な研修の実施

従業員に対し、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的(年1回以上)に研修を実施することが義務化されます

# ①虐待防止委員会について

## 【役割】

- 虐待防止のための計画づくり  
(虐待防止の研修, 労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり, 虐待防止のための指針の作成等)
- 虐待防止のチェックとモニタリング
- 虐待発生時やその疑いが生じた場合, 検証結果と再発防止策の検討内容や結果を従業員へ周知・徹底

## 【運用】

(従業員)

虐待や不適切な対応事例を記録し, 虐待防止委員会へ報告

↓

(虐待防止委員会)

報告された事例について, 状況を分析し, 再発防止策, 検討結果を従業員に周知・徹底

↓

再発防止策を行った結果の検証を行う

## 【虐待防止委員会の留意点】

- 委員会は定期的(年1回以上)に開催し, 記録を残すこと
- 委員の責務及び役割分担を明確にしておくこと
- 虐待防止担当者(必置)を決めておくこと
- 委員会の開催に必要な人数は虐待防止担当者と管理者が参加していれば, 最低人数を問わない
- 外部の第三者を加えることが望ましい
- 事業所単位ではなく法人単位での設置も可能
- 身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営可能

## ②虐待防止研修の実施

## ③虐待防止責任者の配置

### 【研修の実施】

・虐待防止委員会が作成した研修プログラムに沿って、定期的に（年1回以上）研修を実施

・研修の実施記録（内容・日時・参加者）が必要

・新規採用時には虐待防止の研修を実施

・研修対象者は関係職員全員に対して行うことが望ましい

常勤・非常勤に関わらず、また福祉職に限らず、給食調理、事務、運転、宿直管理などの業務を担う職員等も対象

・内部研修と外部研修のどちらを行っても差し支えない

・虐待防止の指針（※）を定めている事業所は指針を周知・徹底

### 【虐待防止責任者の配置】

・虐待防止委員会や虐待防止研修の定期開催について、適切に実施するための虐待防止担当者を配置することが義務化されます。  
相談系サービスにおいては相談支援専門員を虐待防止担当者とする。

○虐待防止の指針（※）とは  
事業所は以下7つの項目を含む「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいとされています。

- ①事業所における虐待防止の基本的な考え方
- ②虐待防止委員会のその他施設内の組織に関する事項
- ③虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤虐待発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

# 「虐待の防止のための措置」運営規程への定め

虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、運営規程に定めることとなっています。

具体的には

- ①虐待防止委員会の設置
- ②従業員に対する虐待防止研修の実施
- ③虐待防止責任者の選定
- ④苦情解決体制の整備
- ⑤成年後見制度の利用支援

※⑤については障害児通所支援事業者を除く

運営規程にすべて列挙する必要はありませんが、「虐待の防止のための措置」については定めが必要となっています。

## 運営規程の記載例

第〇〇条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催とともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2)虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- (3)虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- (4)成年後見制度の利用促進
- (5)苦情解決体制の整備
- (6)前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。



## ④身体拘束適正化検討委員会について

【運用】※やむを得ず身体拘束等を行う場合

(従業者)

身体拘束の状況(態様, 時間, 利用者の心身の状況, 緊急やむを得ない理由等)記録し, 身体拘束適正化検討委員会へ報告

↓

(身体拘束適正化検討委員会)

報告された事例について, 状況を分析し, 結果を従業者に周知・徹底

↓

適正化策を行った結果の検証を行い, 再発防止や拘束等を行わない支援方法の検討につなげる

【身体拘束適正化検討委員会の留意点】

- 委員会は定期的(年1回以上)に開催し, 記録を残すこと
- 委員の責務及び役割分担を明確にし, 専任の身体拘束等の適正化対策を担当する者を決めておくこと
- 委員は事業所に従事する幅広い職種により構成すること
- 第三者や専門家を加えることが望ましい
- 事業所単位ではなく法人単位での設置も可能
- 虐待防止委員会と一体的に設置・運営可能

## (1) やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

## (2) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

- ・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

## (3) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

## (4) 必要な事項の記録

- ・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

# ⑤身体拘束等の適正化のための指針の整備

## ⑥定期的な研修の実施

### 【指針の整備】

○身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務化されました。指針を整備するにあたって、以下7つの項目が必要です。

- ①事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ②身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

### 【研修の実施】

・指針に基づいた研修プログラムに沿って、定期的に(年1回以上)研修を実施

・研修の実施記録(内容・日時・参加者)が必要。

・新規採用時には身体拘束等の適正化の研修を実施

・身体拘束等の適正化の内容を盛り込み他の研修と一体的に実施しても差し支えないが、研修の記録に当該内容を行った旨を記録しておくこと

例・・・虐待防止研修の中に身体拘束等適正化の内容を盛り込み研修を実施

# 訪問系サービスにおいても新設された取組み（令和3年4月1日より義務化）

- ・ 令和3年度報酬改定により、訪問系サービスについても「身体拘束の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束未実施減算」が創設されました。（訪問系以外のサービスは既に規定済）

身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

## 【やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件】

- ①切迫性
- ②非代替性
- ③一時性

すべてを満たす必要がある。



## 【やむを得ず身体拘束を行う手続き】

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③行政への報告・相談
- ④必要な事項の記録

○「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月）より

# 身体拘束廃止未実施減算について

## 【運営基準】

- ①身体拘束等について必要な記録を行う
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)開催及び、検討結果を従業者に対し周知徹底を図る
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備する
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)実施する

上記いずれかの基準を満たしていない場合に、利用者全員に対して基本報酬を5単位/日減算する。

## 【減算適用開始】

### <訪問系サービス>

①～④について、令和5年4月より適用開始

### <その他のサービス>

②～④について、令和5年4月より適用開始

①についてはすでに適用開始

その他のサービス...療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

# まずは出来ることからスタートしましょう。

---

- (1) 管理者の虐待研修の徹底
- (2) 虐待防止に対する組織的な取り組みの強化
  - ・虐待防止委員会の設置
  - ・委員会メンバー、リーダーは事業所内の職員に対して研修をしましょう
- (3) 過去の事例に学ぶ（事業所の手引きを参考にする）



ありがとう  
ございます

厚生労働省 障害者虐待防止 手引き

で 検索

